

文部科学省・厚生労働省・経済産業省 告示第一号（令和3年3月23日）

“人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針”第4章第8-1(2)アの(ウ)、及び第4章第8-6に則り、以下の各項目を公開する。

研究名：DESS法を用いた若年者腰椎分離症の診断

#### I. 試料・情報の利用目的及び利用方法

腰椎分離症は若年者の腰痛の主要な原因の一つであり、画像での診断は従来MRIでの骨髄浮腫、CTでの骨折線を指摘することにより診断されてきたが、我々はMRIのDESS法を用いることによりMRIにおいてもCTでしか指摘し得ないような軽微な離開も高信号として描出されることを見出した。

これによりCT検査が省略でき、患者にとって検査回数の減少、そして何より被曝の回避ができることが最大の恩恵となることが期待できる。

#### II. 利用し、又は提供する資料・情報の項目

- ・研究期間：2019年12月19日～2021年2月08日
- ・一都三県（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県）の整形外科から画像診断目的で当院に紹介された10歳台の患者50名
- ・上記患者のMRI及びCT撮像で得られた各画像

#### III. 利用する者の範囲

- ・画像診断；放射線診断専門医2名
- ・患者情報・画像管理；統括放射線技師1名

#### IV. 試料・情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称

- ・メディカルスキャニング日暮里 院長 北角 淳

#### V. 研究対象者又はその代理人の求めに応じて、研究対象者が識別される資料・情報の利用又は他の研究機関への提供を停止する旨

- ・求めがあった場合には速やかに対象から削除する。

#### VI. Vの研究対象者又はその代理人の求めを受け付ける方法

- ・検査を受けた各クリニックに連絡する。